政令第百四十四号

児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項第二号ホ、第九条第一項及び第二項並びに第十三条、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第二項中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第一号ハ」に改める。

第一条の二の見出し中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第一号ホ」に改め、同条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第一号ホ」に改め、同条第一号中「次号において」を削り、同条第三号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（法第四条第一項第二号ホの政令で定める児童）

第一条の三　法第四条第一項第二号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一　母が引き続き一年以上遺棄している児童

二　母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

三　母が婚姻によらないで懐胎した児童

四　前号に該当するかどうかが明らかでない児童

第二条の三各号を次のように改める。

一　母がなく、かつ、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

二　母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

三　父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

四　父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

五　母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうかが明らかでない児童

第二条の四第三項中「（母に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「当該受給資格者の」を「当該受給資格者が母である場合にあつては、その」に改め、「金額」の下に「とし、当該受給資格者が父である場合にあつては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）」を加える。

第三条第一項中「及び法第九条第一項に規定する受給資格者（母に限る。）がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第一項において同じ。）に係る所得」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る所得を含むものとし、法第九条第一項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。

第四条第一項中「、同条第六項」を「並びに同条第六項」に、「並びに」を「の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）」に改め、「法第九条第一項に規定する受給資格者（母に限る。）がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第九条第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とする。

第四条第二項第三号中「母を除く」を「養育者に限る」に改める。

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第二条　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項第一号中「若しくは第四号」を「、第五号若しくは第十号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号」の下に「、第八号、第九号又は第十三号」を加える。

附　則

この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博
厚生労働大臣　長妻　昭
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百四十五号

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十五号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年七月一日とする。

経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　鳩山由紀夫